

川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事に関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱（令和元年11月22日31川上下計第122号。以下「プロポーザル要綱」という。）第3条第2項に規定する共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 共同企業体に発注する業務は、川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事に係る次の各号に掲げる業務（以下「更新工事」という。）とする。

- (1) 設計業務
- (2) 建設業務
- (3) その他付帯する業務

(定義)

第3条 この要綱において「共同企業体」とは、更新工事を行うために結成される共同企業体をいう。

(施工方式)

第4条 共同企業体が行う更新工事は、当該共同企業体の各構成員がその出資の割合に応じて、資金、要員等を拠出し、構成員全員で組織する運営委員会の指揮の下に一体となって行うものとする。

(構成員)

第5条 共同企業体は、競争入札参加資格を有する者により結成されなければならない。

2 共同企業体の構成員数は4者以内とする。

(構成員の出資割合)

第6条 共同企業体の各構成員の出資の割合は、当該共同企業体の出資額を100として構成員数で除して得た率の40パーセントを下回ってはならない。この場合において、代表者の出資の割合は、他の構成員の出資の割合を上回らなければならない。

(共同企業体の結成方法等)

第7条 共同企業体は、プロポーザル要綱第3条第1項各号に規定する条件を満たす者が任意に結成するものとする。ただし、更新工事に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

2 共同企業体の構成員は、当該共同企業体が受注した更新工事において下請負人になることはできない。

(公募型プロポーザル参加の申出)

第8条 共同企業体は、公募型プロポーザル参加意向申出書（プロポーザル要綱第2号様式。以下「申出書」という。）に、委任状（第1号様式）及び共同企業体協定書（第2号様式）を添付して、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する日までに提出しなければならない。

2 申出書の提出後に、共同企業体の構成員（代表者を除く。）が指名停止等の措置を受けた場合は、提案書（プロポーザル要綱第1号様式）の提出前に限り、当該構成員を除いた上で、代わりとなる構成員を補充して新たに共同企業体を結成することができるものとする。

3 前項の場合においては、申出書に、委任状及び共同企業体協定書を添付して、管理者が指定する日までに提出しなければならない。

(資格の審査等)

第9条 管理者は、申出書を提出した共同企業体については、資格の有無を審

査し、その結果を共同企業体の代表者に対し通知するものとする。

(存続期間)

第10条 共同企業体の存続期間は、プロポーザル要綱第10条第1項に規定する受注適格者として特定された共同企業体にあつては、更新工事の請負契約の履行後3か月を経過した日までとし、それ以外の共同企業体にあつては、更新工事に係る請負契約が締結された日までとする。

(共同設計施工の確保)

第11条 共同設計施工の確保を図るため、共同企業体に対し、その運営委員会の委員名、事務所の組織、人員配置等を記載した共同企業体編成表(第3号様式)を提出させるものとし、仕様書等にその旨を記載するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

委任状

年 月 日

（宛先）

川崎市上下水道事業管理者

共同企業体の名称

共同企業体の所在地

委任者	構成員	住 所	
		商号又は名称	
		代表者	印

受任者	代表者	住 所	
		商号又は名称	
		代表者	印

私（委任者）は、川崎市が公募する「川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事」について、上記の共同企業体の代表者（受任者）を代理人と定め、川崎市と共同企業体との間における次の事項に関する権限を委任します。

- ① 公募型プロポーザル参加意向申出書及び提案書の提出並びに見積りに関する件
 - ② 契約締結に関する件
 - ③ 発注者及び監督官庁との折衝に関する件
 - ④ 請負代金の請求及び受領に関する件
 - ⑤ 各種保証金の納付並びに還付請求及び受領に関する件
 - ⑥ 復代理人の選任に関する件
 - ⑦ その他契約履行に関する一切の件
- ※ 委任者の記載欄は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。

第2号様式（第8条関係）

共同企業体協定書

（目的）

第1条 当共同企業体は、次の工事を連帯して営むことを目的とする。

（1）川崎市上下水道局（以下「発注者」という。）が公募する川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事（当該工事に係る内容変更に伴うものを含む。以下「更新工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する更新工事

（名称）

第2条 当共同企業体は、
共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を 市 区 町 番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、更新工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 川崎市上下水道局入江崎総合スラッジセンター汚泥処理施設更新工事に関する公募型プロポーザル方式事務取扱要綱（令和元年11月22日31川上下計第122号）第10条第1項に規定する受注適格者として特定されなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、更新工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

代表者名

住 所

商号又は名称

代表者名

（代表者）

第6条 当企業体は、
を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、更新工事に係る当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、次の各号に掲げる権限を有する。

（1）公募型プロポーザル参加意向申出書及び提案書の提出並びに見積りに関する権限

- (2) 契約締結に関する権限
- (3) 発注者及び監督官庁との折衝に関する権限
- (4) 自己の名義をもって請負金額（前払金及び部分払金を含む。）の請求及び受領並びに当企業体に属する財産を管理する権限
- (5) 復代理人の選任に関する権限
- (6) その他契約履行に関する一切の権限
（構成員の出資割合）

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該更新工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____	_____	%
_____	_____	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、各構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は、構成員全体をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに更新工事の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該更新工事を行うものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、更新工事に係る請負契約の履行及び下請企業の決定その他更新工事に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条 当企業体は、更新工事後当該更新工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条 決算の結果、利益を生じた場合は、第8条第1項の出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条 決算の結果、欠損を生じた場合は、第8条第1項の出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（構成員の脱退に対する措置）

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が更新工事を完了する日までは脱退することはできない。

2 構成員のうち、更新工事期間の途中において前項の規定により脱退した者がある場合は、残存する各構成員が更新工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存する各構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存する各構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、更新工事の期間の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合は、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合においては、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが更新工事の途中において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存する構成員のうちいずれかの者を代表者とするものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、更新工事について契約不適合があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

ほか 社は、上記のとおり 共同企業
体協定を締結したので、その証としてこの協定書を 通作成し、構成員が記
名捺印の上、各自 1 通所持する。

なお、当企業体が更新工事に係る請負契約を締結する場合は、その契約書
に添付するものとする。

年 月 日

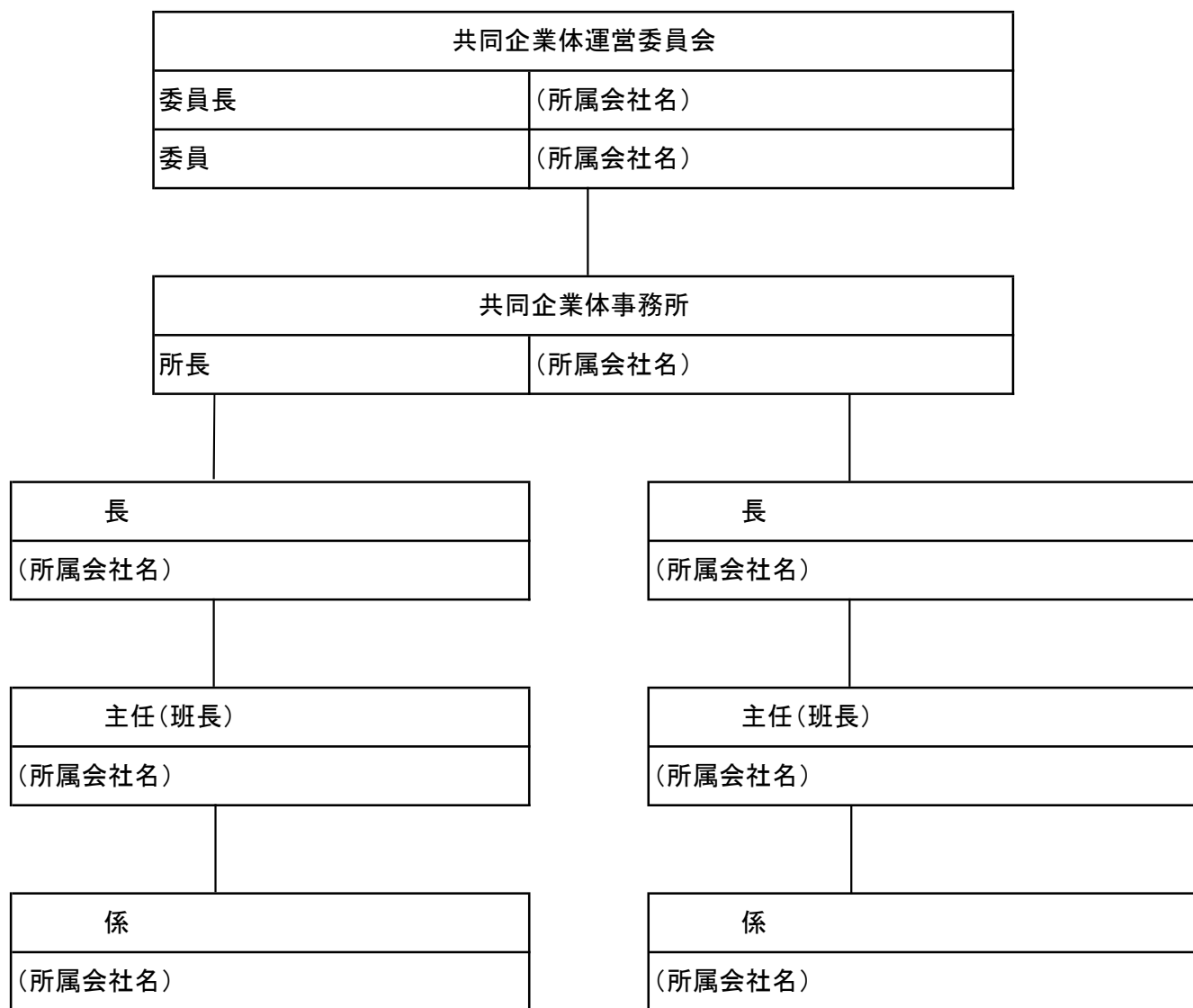
住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____

※ 第 5 条及び第 8 条第 1 項の記載欄並びに末尾の署名欄は参考例であり、共
同企業体の実情に応じて適宜作成すること。

共同企業体編成表

年 月 日作成



- 1 この表は参考例であり、共同企業体の実情に応じて適宜作成すること。
- 2 編成表の内容に変更があった際は、その都度作成し提出すること。
- 3 複数の業務を兼ねている担当者がある場合、同一担当者を複数箇所に記載することを可とする。